

トラックターミナル事業における 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定

令和2年7月22日改訂

令和3年5月21日改訂

令和3年12月22日改訂

全国トラックターミナル協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラックターミナル事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラックターミナル事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び対処方針に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められている。同時に、事業者として従業員及び取引先等の関係者を守るための自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、トラックターミナル事業を営む事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業所の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することとする。

なお、本ガイドラインは、トラックターミナル事業を営む会員企業等が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

また、本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

トラックターミナル事業を営む事業者は、事業所の立地や作業空間等の様態を十分に踏まえ、事業所内や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等への感染拡大を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる（オフィス、休憩室等はもとより車輦内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の工夫。）。

三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

3. 講じるべき具体的な対策

（1）健康管理

- ・従業員（雇用関係の有無に関わらず、事業所内で勤務する者）に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、発熱や咳・咽頭痛があるなど具合の悪い者は自宅待機とする。また、勤務中に具合が悪くなった従業員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。また、抗原簡易キットも活用する。
- ・発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員に対し、事前に電話連絡したうえでかかりつけ医を受診するよう指示する。かかりつけ医がない場合は、地域の受診・相談センターに連絡する。出社判断を行う際には、学会の指針※¹などを参考にする。

- ・ 政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへ14日以内に渡航した者に対し自宅待機を指示する。また、当該地域に在住する者との濃厚接触がある場合も同様に扱う。

※1 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

(2) 通勤

- ・ 在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを励行する。
- ・ 公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつ、自家用車、自転車、徒歩などを励行する。
- ・ それ以外の従業員についても、時差出勤の励行などにより、公共交通機関の利用の抑制を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用等を徹底する。

(3) 勤務

- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。
- ・ 従業員が、できるだけ2mを目安に（最低1m）、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。また、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど啓発徹底を行い、室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
- ・ 室内では換気を徹底する。適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）の徹底し、乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用も検討する。（※機械換気の場合。

窓開け換気の場合は目安。) なお、CO2 測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。また、HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も検討する。

- 従業員に対し、勤務中のマスク、手袋等の着用を促す。特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な業務では、これを徹底する。ただし、作業量が多く、作業が長時間に及ぶときはマスクによる呼吸困難に注意する。
- 更衣室等においては、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で作業服に着替えることが可能な従業員には、これを励行する。
- 会議や打合せなどは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。
- 会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。

(4) 休憩・休息

- 休憩・休息をとる場合には、屋外であってもできるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 喫煙者が感染した場合は重症化リスクが高い傾向があるので禁煙を推奨する。
- 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努める。また、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽する。
- 食事中以外のマスク着用を徹底し、人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。

※ アクリル板などによる遮蔽について

飛沫防止用シートを使用する場合は以下の点に注意すること。

(消防庁予防課事務連絡 令和2年7月17日)

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であっても、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

(5) 設備・器具

- ・ 事業所内のタッチパネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。
- ・ 個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する器具については、定期的に消毒を行う。
- ・ 作業服などの衣類はこまめに洗濯する。
- ・ テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチなどの共有設備については、頻繁に清拭消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや使い捨ての手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 建物全体や個別の作業スペースは、常時又はこまめな換気に努める。
- ・ トイレでは、手洗いを徹底するものとする。また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する。
なお、ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液、次亜塩素酸水、亜塩素酸水など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」参照)

(6) 部外者の立ち入り

- ・ 一般向けの施設見学など、不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- ・ 搬入、搬出など、事業活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、当該部外者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

- ・ このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、事業所での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(7) 従業員の意識向上

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『『新しい生活様式』※2の実践例』を周知するなどの取組を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した者やその関係者が、会社内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

※2 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(8) 健康観察アプリと検査の更なる活用・徹底

- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員がいた場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
- ・ 事業所内に診療所が存在し、現場の医師が確定診断まで行う場合は、患者と診断されれば保健所に届出を行い、確定診断を行わない場合は、PCR検査等検査を用いて確定診断を行える医療機関を紹介し、当該機関で患者と診断されれば保健所に届出をおこなう。いずれの場合も、当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。
- ・ 事業所内に診療所が存在せず、職場で検査実施の場合は、検査結果が陽性だった場合は、事業所の責任者が被検者に連携医療機関を紹介し、連携医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出する。いずれの場合も、当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。
- ・ 事業所内に診療所が存在せず、連携医療機関で検査実施の場合は、連携医療機関の医師が確定診断を行い、患者と診断されれば保健所に届出を

行う。当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。

- 医師による診断で感染症がないとされた場合（陰性の場合。）、症状が軽快するまで療養を行う。職場での検査実施の場合は、偽陰性の可能性もあることから、医療機関での受信を促し、症状が軽快するまで自宅待機としその後医師の判断で解除するなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じる。
- 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。
- 抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - ① 連携医療機関を定める
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をする
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
- これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照のこと。

令和 3 年 6 月 25 日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

令和 3 年 8 月 13 日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

- また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

(9) その他

- 衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- 労働衛生管理等の関連法令上の義務を遵守する。

- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する場合には各都道府県に対して事前相談する。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨を周知する（COCOAをマナーモードで使用する場合には、電源及びBluetoothをonにする）。

(以上)